

桜井市の施設の広告掲出取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、桜井市広告料収入事業実施要綱（平成18年5月桜井市告示第111号）以下「要綱」という。）の規定に基づき、本市が有する施設の壁面等への広告物の掲出（以下「広告掲出」という。）に係る事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、要綱で使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設 本庁、分庁舎その他の施設をいう。
- (2) 壁面等 壁面、ガラス面、床面、天井、柱、階段その他施設の表面をいう。
- (3) 許可 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第4項の規定による行政財産の目的外使用許可をいう。
- (4) 広告物の内容等 広告物で使用される表現、文言、デザイン、色使い等をいう。

(広告掲出の基準)

第3条 施設の壁面等に掲出する広告物は、市長が別に定める基準（以下「基準」という。）に適合するものでなければならない。

(広告掲出の場所)

第4条 施設の壁面等に掲出を行う広告物の場所及び位置は、施設の用途又は目的を妨げない程度において、市長が定めるものとする。

- 2 施設の壁面等に掲出を行う広告物の形状、規格、表示方法、付帯条件等は、施設の用途または目的を妨げず、かつ、施設の実情に適合する限度において、市長が定めるものとする。

(広告物の制作、掲出及び撤去)

第5条 施設の壁面等に掲出する広告物は、広告主が経費を負担するものとし、広告主又は広告取扱者は、市長の指定する仕様に従って制作し、掲出し、及び撤去するものとする。

- 2 広告主又は広告取扱者は、広告掲出及びその撤去を行おうとするときは、施設の用途若しくは目的又は施設における業務に支障が生じないよう市長と協議の上、日程、工程等を決定し、市長の指示に従って施工するものとする。
- 3 広告物の撤去により施設の壁面等の表面、塗装、構造等を毀損し、又は破

損したときは、広告主又は広告取扱者が経費を負担して原状回復するものとする。

(広告掲出の募集等)

第6条 広告主の募集は、市長がその期間及び対象施設、場所、位置、枠数、掲出条件等を決定の上、市広報紙又はホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。

- 2 広告掲出を行おうとする者は、要綱に規定する手続等により市長の許可を得なければならない。

(広告掲出の許可)

第7条 市長は、広告掲出を行おうとする者に対し許可をしようとするときは、デザイン、素材、ラフ・スケッチその他許可の可否を判断するための必要な資料の提出を求めるものとする。

- 2 市長は、前条第1項の規定による募集の期間終了後、速やかに許可の可否を決定し、その結果を広告掲出を行おうとする者に通知するものとする。
- 3 市長は、許可をした後の事情変更等により、広告物の内容等が基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告主又は広告取扱者に対し広告物の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲出料)

第8条 広告掲出料は、許可に係る使用料として、桜井市道路占用料に関する条例(昭和38年3月桜井市条例第12号)に基づき市長が定めるものとする。

- 2 広告掲出料は、納期限までに一括前納するものとする。ただし、市長が特に認めたときはこの限りではない。

(広告掲出の期間)

第9条 広告掲出の期間は、1月を単位とする。

- 2 広告掲出の開始日及び終了日は、広告主又は広告取扱者と市長が協議の上、施設の管理運営状況等を勘案し、市長が定めるものとする。

(広告物の内容等の変更)

第10条 施設の壁面等に掲出した広告物は、1月単位で広告物の内容等を変更することができる。

- 2 前項の規定により変更を希望する広告主又は広告取扱者は、要綱に規定する手続等により、市長の変更の許可を受けなければならない。

(広告掲出の停止)

第11条 市長は、業務上の支障があるときその他特に必要があると認めるときは、広告主又は広告取扱者と協議の上、掲出中の広告物を一時的に撤去し、又は不可視の状態にすることができる。この場合において、使用料の還付その他の保障は、これを行わないものとする。

(広告掲出の許可の取消し)

第12条 要綱第8条に規定する市長が特に必要があると認めるときは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第7条第3項の規定による広告物の内容等の変更に広告主及び広告取扱者が応じないとき
- (2) 広告掲出料が第8条第2項の規定による期日までに納付されないとき。
- (3) 前条の規定による広告掲出の停止に広告主又は広告取扱者が応じないとき。
- (4) 広告主が書面により広告掲出の辞退を申し出たとき。
- (5) その他市長が広告掲出に特に支障があると認めたとき。

2 広告主または広告取扱者は、要綱第8条の規定により広告掲出の許可の取消しがなされた場合であって、当該許可に係る広告掲出を既に行っているときは、速やかに当該広告物を撤去しなければならない。

(損害賠償責任)

第13条 広告主又は広告取扱者は、広告掲出方法の瑕疵等自己の責めに帰すべき事由により、施設を毀損し、若しくは破損し、又は来庁者、利用者等に損害を与えたときは、誠意を持って損害賠償等にあたる責務を有する。

(広告掲出料の還付)

第14条 既に納付された広告掲出料は、還付しない。ただし、広告主又は広告取扱者の責めに帰すことができない事由により、広告掲出を停止し、又は許可を取り消したときは、この限りでない。

2 還付する額は、広告掲出に係る期間を1月単位で認定して算出する。この場合において、広告掲出の期間に1月未満の端数があるときは、1月として算出する。

(委任)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。